

## 第10章 運営・体制の整備等

### 第1節 運営・体制の整備方針

史跡鹿兒島城跡の保存管理等については、所有者の理解と協力のもと、保存管理等の業務を担う県及び市の関係課等が、引き続き担当者会議を設置して保存管理等の運営・体制の主体となり、検討会議や文化庁の指導助言を得ながら一体となって進める。

また、県及び市の関係課等が保存管理等を進めていくためには、関係課等の事業が同会議により適切に調整されていくことが望ましいことから、同会議の事務局（黎明館及び県文化振興課）には、文化財行政や土木行政等に関する高い専門性が求められる。

この点を踏まえ、黎明館又は県文化振興課は、文化財行政を経験した学芸員（埋蔵文化財専門職員及び教職員等を含む。）、土木部技術職員及び事務職員で構成される専門部署の設置について検討する。

市の関係課においても、史跡鹿兒島城跡の保存管理等を適切に運営できる体制を整備するよう努める。

### 第2節 運営・体制の役割分担の整理

県及び市の関係課等は、本計画を踏まえ、同会議の場で緊密に連携して史跡全体を一体的に保存管理していく。また、事務局が行う本計画の見直しに協力する。なお、保存管理の案件によっては、当該案件の専門家、観光振興及び災害対策を所管する県及び市の関係部局等とも協働する場合がある。

事務局は、県及び市の教育委員会及び文化庁の助言を得ながら、同会議の運営、本計画の進行確認及び見直しを行う。また、本計画の見直しに応じた同会議の構成の見直しも行う。

黎明館は、史跡鹿兒島城跡の保存管理等について指導を得るための検討会議を開催する。

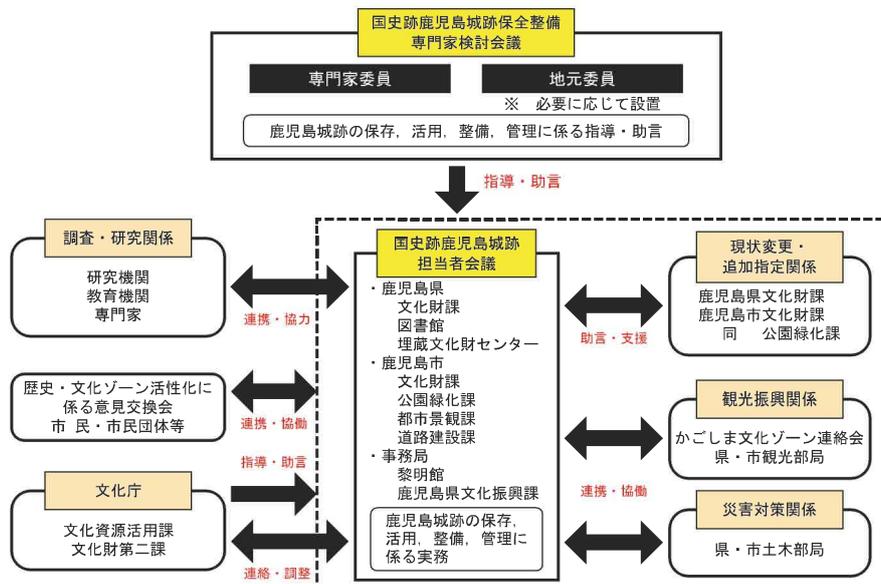


図10-1 検討会議等、運営・体制相関図

## 第11章 施策の実施計画

第6章から第10章に定めた、史跡鹿兒島城跡の保存管理、調査や整備等に関する方法を具体化するための実施時期等について、表11-1にまとめた。

なお、史跡鹿兒島城跡は、県、市、地元住民等が連携して保存管理に取り組んでいく運営・体制を採用しているため、各表には、目安としての主な実施主体も明示した。

まず、令和8年度から令和12年度までの前期では、整備基本計画の策定及び石垣の3次元測量調査、文化財保護法第120条に基づく管理に必要な標識等の設置及び必要な測量を行う。

石垣調査報告書で危険度が高いと判定された維持管理の継続が難しい箇所や石垣の修復は、文化庁や専門家の指導助言のもと、整備基本計画の策定と並行して基本設計等を開始し、策定後なるべく早期に修復整備に着手する。修復に伴う発掘調査と支障木の伐採等も、基本設計の進捗等に即して、事前に開始する。また、実施できるところから解説板等の整備も行う。

次に、令和13年度から令和17年度までの中期では、石垣の修復整備や修復等に伴う発掘調査が事業の中心となる。さらに、「城山」地区の散策道の必要な整備、従前の発掘調査等の成果に基づく遺構等の復元展示やAR等を用いた説明等の整備に向けた準備など、石垣以外の整備事業にも着手する。

また、史跡鹿兒島城跡の本質的価値の向上を目的とした指定地内の発掘調査や資料の収集・分析等の調査事業を開始する。

なお、令和14年度は史跡鹿兒島城跡の追加指定10周年となることから、10周年にちなんだガイドブック等の作成やシンポジウム等の開催を行う。

また、令和17年度は、保存活用計画策定から10年を経過することから、令和17年度を目処に、各事業や各種調査の状況等を踏まえて計画の必要な改定を行い、県民・市民の、史跡鹿兒島城跡に関する理解増進が継続して図られるよう取り組む。

令和18年度から令和22年度は後期とし、改定された保存活用計画のもと、令和20年度頃を石垣調査報告書で危険度が高いと判定された石垣の修復整備終了の目途とする。また、発掘調査等の各種調査を継続しつつその成果を遺構や遺物の展示等の更新や本丸庭園の復元等の整備に反映させ、史跡鹿兒島城跡の理解増進に関する事業を本格化させる。併せて、市の都市計画への史跡鹿兒島城跡の本質的価値の反映についても検討していくこととする。

これらの事業については、文化庁の補助制度を中心に、様々な助成制度を活用して財源の確保に努めるものとする。

表11-1 実施計画

項目	前期					中期					後期					主な実施主体		
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	県	市	その他関係者
整備基本計画策定	■															○	○	
保存管理	石垣モニタリング (カルテの追加・修正)	■														○		
	遺構管理	■														○	○	
	植生管理 (史跡管理関係)	■															○	
	境界測量、標識等設置	■														○	○	
	災害対応	■														○	○	
	現状変更等事務	■														○	○	
活用	解説板等整備	■														○	○	
	ガイドブック等作成	■														○	○	
	講座・シンポジウム等	■														○	○	
	観光・教育等普及啓発	■														○	○	○
	歴史・文化ゾーン活動	■														○	○	○
	史跡等の本質的価値を 生かした街づくり	■															○	○
調査	石垣(3D測量、発掘 調査、地下水位調査)	■														○		
	指定地内発掘調査	■														○	○	
	資料等収集、分析	■														○	○	
	史跡追加指定	■														○	○	○
	土地の公有化	■														○	○	○
整備	石垣設計修復	■														○		
	公園散策道(市道)	■															○	
	遺構等展示	■														○	○	
	A R等を用いた説明	■														○	○	
	本丸庭園の復元	■														○	○	○
	災害対策	■														○	○	
	建造物復元	■														○	○	○
史跡等の本質的価値を 生かした街づくり	■															○	○	
運営・体制	検討会議	■														○	○	○
	県及び市の関係各課等 (担当者会議)	■														○	○	
保存活用計画の改定	■														○	○	○	

## 第12章 経過観察

### 第1節 経過観察の方向性

経過観察とは、史跡鹿児島城跡の保存活用に関して、前章までにまとめた「保存・管理」、「活用」、「調査」、「整備」、「運営・体制」の各計画の実施状況について、定期的に経過観察（モニタリング）を実施することである。

具体的には、各計画の進捗状況を把握するための指標を定め、それらの指標に基づき定期的に点検していく。

これらの結果は、担当者会議構成機関で共有し、整備や活用等の事業の見直しや保存活用計画の改定など、史跡鹿児島城跡の保存活用に係る施策等の効果的な推進を図る。

### 第2節 経過観察の方法

#### 1 関係機関による点検

経過観察は、同会議構成機関が、保存活用計画の進捗状況を把握するための指標をまとめた表12-1のうち所管する事業について点検し、同会議事務局が取りまとめることとする。

#### 2 検証、評価

点検結果は、同会議構成機関で共有するとともに、検討会議や文化庁に報告し、評価及び指導助言を得る。

#### 3 対策

同会議構成機関は、点検結果に対する専門家等からの評価等を踏まえ、実施中の諸事業について必要な見直しや改善策などを講じる。なお、点検結果等の内容によっては、「かごしま文化ゾーン連絡会」構成機関とも共有し、改善策等への協力を依頼する。

また、これらの評価や対策等は、保存活用計画の全般的な改定の際の検討材料に用いる。

表12-1 自己点検表

項目	実施例	取組状況				
		未着手	実施中	実施済	備考	
保存管理	石垣モニタリング (カルテの追加・修正)	ゲージの確認を行っているか				
		確認結果等をカルテに反映させているか				
		保存管理について関係者や関係機関と連携を図っているか				
	遺構管理	保存状態が適切に維持されているか				
		保存管理について関係者や関係機関と連携を図っているか				
	植生管理 (史跡管理関係)	遺構・石垣の保存に影響を及ぼす草木類の有無及び状況を確認しているか				
		保存管理について関係者や関係機関と連携を図っているか				
	境界測量、標識等設置	境界確定の測量ができているか				
		境界標は打設されているか				
		必要な標識等が設置されているか				
	災害対応	災害対策・安全確保策は十分なされているか				
	現状変更等事務	申請手続等について周知しているか				
		内容等について事前に文化庁と確認しているか				
		その他、法、条例等に基づく保存管理がなされているか				
	解説板等整備	史跡等の本質的価値や調査成果が反映されているか				
適切な場所や個数で設置されているか						
外国人向けの対応がなされているか						
史跡等が地域の財産・資源である視点が盛り込まれているか						
活用	ガイドブック等作成	史跡等の本質的価値や調査成果が反映されているか				
		外国人向けの対応がなされているか				
	講座・シンポジウム等	史跡等の本質的価値や調査成果が反映されているか				
	観光・教育等普及啓発	史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか				
	歴史・文化ゾーン活動	史跡等を周知するための展示やイベントが行われているか				
		街づくりに史跡等の本質的価値を生かしているか				
	史跡等の本質的価値を生かした街づくり	史跡等が、観光や教育など地域振興の資源と位置付けているか				
		史跡等の景観を維持向上させる計画となっているか				
	調査	石垣 (3D測量、発掘調査、 地下水位調査等)	保存活用計画、整備基本計画等に即して計画的に実施しているか			
			発掘調査については、調査中を含め適切に公開しているか			
指定地内発掘調査		保存活用計画、整備基本計画等に即して計画的に実施しているか				
		調査中を含め、適切に公開しているか				
資料等収集、分析		保存活用計画、整備基本計画等に即して計画的に実施しているか				
		調査成果(途中経過含む)を、展示等で適切に公開しているか				
史跡追加指定		諸調査等の成果に基づき、検討しているか				
	土地所有者の理解と協力を得られるよう努めているか					
土地の公有化	諸調査等の成果に基づき、検討しているか					
	土地所有者の理解と協力を得られるよう努めているか					

項目	実施例	取組状況				
		未着手	実施中	実施済	備考	
整備	石垣設計修復	保存活用計画、整備基本計画等に即して整備しているか				
		整備内容等をカルテに記録しているか				
		整備状況を適切に公開しているか				
	公園散策道(市道)	史跡、天然記念物の保存に影響がないよう整備しているか				
		史跡等の保存や景観に配慮した工法、材料等を採用しているか				
	遺構等展示	諸調査等の成果に基づく展示となっているか				
		天然記念物に配慮した展示となっているか				
	A R等を用いた説明	諸調査等の成果に基づく内容となっているか				
		外国人向けの対応がなされているか				
	本丸庭園の復元	諸調査等の成果に基づく内容となっているか				
	災害対策	巡視等による予兆の確認、関係機関との協議を行っているか				
		崩壊箇所への立入禁止、復旧等を行っているか				
建造物復元	専門家による委員会等を開催し指導・助言を得ているか					
	諸調査等の成果に基づく内容となっているか					
史跡等の本質的価値を生かした街づくり	街づくりに史跡等の本質的価値を生かしているか					
	史跡等が、観光や教育など地域振興の資源と位置付けているか					
	史跡等の景観を維持向上させる計画となっているか					
運営・体制	検討会議	整備計画等について、適切に会議を開催し指導・助言を得ているか				
		事業等について、確実に報告し、助言等を得ているか				
	県及び市の関係各課等(担当者会議)	構成機関相互の連携がとれているか				
		関係者との連携がとれているか				
保存活用計画の改定	各事業の関係部署との必要な連携がとれているか					
	構成機関は保存活用に関する予算確保に向けて取り組んでいるか					
	諸調査の成果を踏まえた検証、見直しを適切に行っているか					